

善福寺川上流地下調節池工事に係る
随意契約結果、契約の内容及び契約者の選定経緯について

令和8年3月

東京都建設局

目次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 案件概要 | 1 |
| 2. 経緯 | 2 |
| 3. 優先交渉権者の選定 | 4 |
| 4. 技術協力業務 | 7 |
| 5. 価格等の交渉 | 8 |
| 6. 契約の相手方の決定 | 9 |
| 7. ECI方式に係る審査委員会の経緯 | 9 |

1. 案件概要

(1) 発注者

東京都

(2) 案件名

1) 令和 5～6 年度 善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う技術協力業務

2) 令和 7～17 年度 善福寺川上流地下調節池工事

(3) 施行場所

東京都杉並区成田西四丁目地内から同区西荻北四丁目地内まで

(4) 案件内容

1) 技術協力業務

技術協力業務 一式

技術情報の提出、課題に対する設計・施工に関する検討、工事数量計算・図面作成、設計調整協議、施工計画の作成、全体工事費の算出など

2) 工事

管きょ工（泥水式シールド、親子シールド工法） L=5878.9m

発進立坑工 一式

到達立坑工 一式

到達取水施設工 一式

発進・到達基地防音設備工 一式

発進・到達基地準備工 一式

(5) 履行期間

1) 技術協力業務

令和 6 年 2 月 21 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

2) 工事

令和 8 年 3 月 6 日から令和 18 年 2 月 29 日まで

(6) 位置図

本工事の位置図は図-1 のとおりである。



図-1 位置図

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ

本事例における契約者決定の流れは図-2のとおりである。

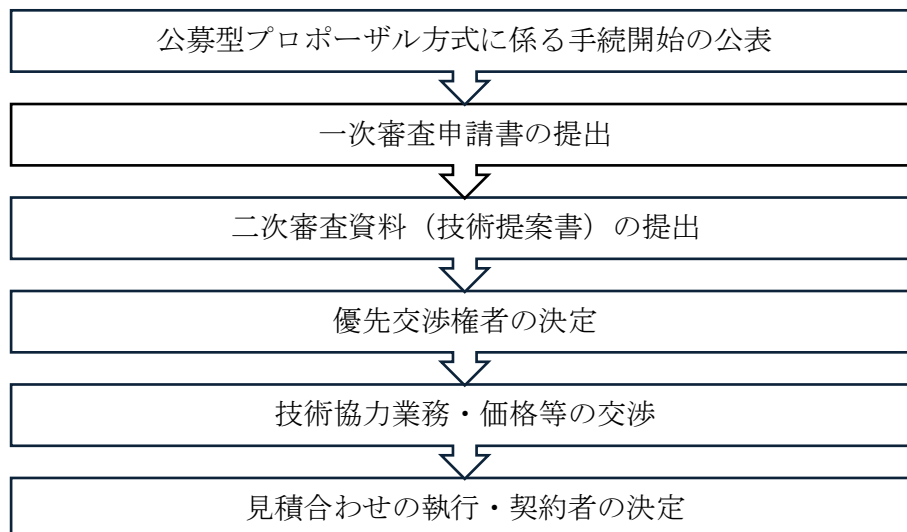


図-2 契約者決定の流れ

(2) 契約者決定までの主な経緯

本事例における契約者決定までの主な経緯は表-1 のとおりである。

表-1 契約者決定までの主な経緯

| 日付 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 令和5年8月3日 | 第一回技術審査委員会（ECI方式の適用決定） |
| 令和5年9月1日 | 第二回技術審査委員会（プロポーザル実施要領の決定） |
| 令和5年10月11日 | プロポーザル公告 |
| 令和5年10月27日 | 一次審査申請書受付期限（5社が提出） |
| 令和5年11月2日 | 一次審査結果及び技術提案書提出要請書通知 （5社が一次審査通過） |
| 令和5年11月27日 | 応募者のうち1社が辞退 |
| 令和5年12月8日 | 技術提案書提出期限（4社が技術提案書提出） |
| 令和5年12月25日 | 第三回技術審査委員会 （技術提案書に係るプレゼンテーション・ヒアリング実施） |
| 令和6年1月10日 | 第四回技術審査委員会（優先交渉権者を決定） |
| 令和6年1月31日 | 二次審査結果通知 |
| 令和6年2月20日 | 技術協力業務契約締結 |
| 令和7年7月4日 ～令和7年8月7日 | 価格等の交渉（全6回） |
| 令和7年8月29日 | 第五回技術審査委員会 （価格等の交渉の内容及び交渉の成立・不成立の審査） |
| 令和7年11月11日 | 資格確認委員会 |
| 令和7年11月12日 | 資格確認通知 |
| 令和7年12月15日 | 見積合わせ |
| 令和8年3月5日 | 工事請負契約締結 |

(3) 工事実施者の選定方法

本工事は、善福寺川上流部の洪水被害の軽減を目的とした調節池の工事である。本調節池は、都立善福寺川緑地から、五日市街道、環状八号線、青梅街道、女子大通り、善福寺川河道の地下を通り杉並区立関根文化公園までの延長約 5.8 km、貯留量約 30 万 m³ のトンネル式の地下調節池である。

本調節池のトンネル部は道路の地下を通るため、幅員の関係等からトンネルの径を途中で変更する必要があり、特殊工法（親子シールド工法）を予定している。また、長距離かつ大断面、大深度であるとともに、急曲線施工が多いトンネルの施工を行う必要がある。

これらの課題に対して発注者が最適な工事の仕様を設定できないことから、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的として、ECI方式を採用した。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、その後発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結するものである。

(4) 工事实施者の選定体制

ECI 方式を適正に実施するため、「建設局河川部 ECI 方式技術審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置した。

審査委員会は、当該工事の手続きを進めるに当たり、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、表-2 のとおり学識経験者 4 名を特別委員とし、公表前、技術審査段階、価格等の交渉段階において意見聴取を行った。

なお、審査委員会は契約に関連する委員会のため、非公開とした。

表-2 審査委員会の特別委員（学識経験者）

| 氏名 | 所属（※第一回審査委員会当時） | 専門分野 |
|-------|-----------------|---------------|
| 西村 和夫 | 東京都立大学名誉教授 | トンネル工学・地盤工学 |
| 砂金 伸治 | 東京都立大学都市環境学部教授 | トンネル工学・地下空間工学 |
| 岩波 基 | 早稲田大学理工学術院教授 | 地下構造物・トンネル工学 |
| 堀田 昌英 | 東京大学大学院工学系研究科教授 | 建設マネジメント |

3. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、「善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う技術協力業務プロポーザル実施要領」に基づき、一次審査及び二次審査の二段階方式とした。一次審査では、応募者から提出される一次審査申請書により、参加資格要件を満たしているかを書類で審査する。続く二次審査では、一次審査の通過者から提出される技術提案書を、審査委員会が技術提案に係る審査を行った上で優先交渉権者を決定する方法を適用した。

(1) 参加資格要件の確認（一次審査）

参加資格要件の確認は、「善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う技術協力業務プロポーザル実施要領」に基づき実施した。

(2) 一次審査結果

令和 5 年 10 月 27 日までに 5 社の応募があった。5 社から提出された一次審査申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も参加資格要件を満たしていた。

参加資格を有する 5 社に対し令和 5 年 11 月 2 日付で参加資格を有していること及び技術提案書の提出要請について通知した。

(3) 技術提案の審査（二次審査）

技術提案書における技術提案項目は、第二回審査委員会で確認し、以下のとおりとした。

- ① 技術協力業務に関する提案
- ② 主たる事業課題に関する提案
- ③ 全体工事の施工計画に対する提案

技術提案書は、1社が辞退し、4社から受領した。

4社に対して技術提案を審査し、技術協力業務を行う優先交渉権者1社及び次順位以下の交渉権者を決定した。

技術提案の審査は、第三回審査委員会において各社が行った技術提案についてのプレゼンテーションに対してヒアリングを実施し、評価基準に基づき評価点を算出することで行った。評価基準及び配点は表-3のとおりである。

なお、ヒアリングでは以下の項目等について確認した。

- ・ ECI 発注方式の理解度、ECI 業務経験の有無
- ・ 技術協力業務を実施するにあたっての工程上のポイント
- ・ 技術提案における「課題と対応策」の詳細
- ・ 各提案に対する適用条件や費用

表-3 評価基準及び配点

| 技術提案の項目 | | 評価基準 | 配点 | |
|------------------|-----------------------------------|---|--|-----|
| ①技術協力業務に関する提案 | 理解度 | 業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合 | 10点 | |
| | 実施手順及び実施体制 | 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容と規模に対して十分な実施体制が確保されている場合 ・親子シールドや大口径シールドの経験のあるものが配置されている場合 | 10点 | |
| ②主たる事業課題に関する提案 | ②-1 親子シールド工法における設計・施工に関する提案 | 的確性 | 親子シールド工法における設計・施工に関する提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・地中分離に関する施工上の課題把握と対応方針について適切に提案されている ・地中分離に関するリスクとその対応について提案されている ・工事を進めるにあたり起こりうる不測の事態の想定が適切に行われており、その対応策が提案されている | 20点 |
| | | 実現性 | 提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 | 20点 |
| | ②-2 シールドトンネル工事の円滑かつ的確な設計・施工に関する提案 | 的確性 | シールドトンネルの工事の円滑かつ的確な設計・施工に関する提案について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件を考慮した適切なシールドの選定などがされている ・シールドトンネルの施工にあたり仮設計画などの施工方法が適切に提案されている ・シールドトンネル掘進（長距離掘進、急曲線施工、大断面、大深度）に関するリスクとその対応について提案されている ・工事を進めるにあたり起こりうる不測の事態の想定が適切に行われており、その対応策が提案されている | 20点 |
| | | 実現性 | 提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 | 20点 |
| ③全体工事の施工計画に対する提案 | 的確性 | 全体工事に対する施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 ・全体工程が現場条件等を考慮して適切に検討されている ・工事を進めるにあたり起こりうる不測の事態の想定が適切に行われており、その対応策が提案されている | 10点 | |
| | 実現性 | 提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案内容を裏付ける類似実績等の明示がある場合 | 10点 | |
| | 工期短縮 | 全体工事の工期について、以下である場合に優位に評価する。 ・全体工期に、工期短縮に関する提案が適切に検討されていて、現地状況の過度な改変や著しい地域住環境への負担増を前提としないなど、現地条件、与条件等を考慮してその実現性がある場合 ・上記課題に対する提案内容との整合性が取れている場合 ・早期治水効果発現に対する検討がなされており、全体工程との整合がされており、実現性がある場合 | 20点 | |
| | コスト削減 | コスト削減について、以下である場合に優位に評価する。 ・コスト削減の具体的な提案がされており、上記課題や全体の施工計画の内容を踏まえて的確性、実現性がある場合 | 10点 | |
| 合計 | | | 150点 | |

(4) 二次審査結果

技術提案書の内容、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、第四回審査委員会において審査を行い、優先交渉権者 1 社及び次順位以下の交渉権者を決定した。

二次審査結果は表-4 のとおりである。

1 位順位者である赤社を優先交渉権者、他の 3 社を交渉権者として通知を行った。

表-4 二次審査結果

| 技術提案の項目 | | 配点 | 赤社 | 青社 | 黄社 | 緑社 | 橙社 |
|------------------------|---|-----|-------|------|--------|------|-------|
| ①技術協力業務に関する提案 | | 20 | 17.2 | 15.0 | 辞 退 | 10.0 | 15.9 |
| ②主たる事業 課題に関する 提案 | ②-1 親子シールド工法にお ける設計・施工に関する提案 | 40 | 30.6 | 26.3 | | 23.8 | 31.3 |
| | ②-2 シールドトンネル工事の 円滑かつ的確な設計・施工に 関する提案 | 40 | 31.2 | 25.0 | | 24.4 | 27.5 |
| ③全体工事の施工計画に対する提案 | | 50 | 34.8 | 33.1 | | 27.0 | 37.6 |
| 合計 | | 150 | 113.8 | 99.4 | — | 85.2 | 112.3 |
| 順位 | | | 1 | 3 | — | 4 | 2 |
| 優先交渉権者◎、交渉権者○ | | | ◎ | ○ | — | ○ | ○ |

4. 技術協力業務

(1) 実施方法

ECI 方式における技術協力業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と技術協力業務の契約及び、工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する基本協定を締結した。技術協力業務は、工事に先だって優先交渉権者の提出した技術提案を踏まえた設計を実施するための業務であり、発注者・設計者・優先交渉権者（以下、「三者」という。）が協力して円滑な設計を実施するため、三者での会議を実施し、技術的な課題について検討した。

(2) 実施内容

本工事は、特殊工法（親子シールド工法）を用いるものであり、長距離・大断面・大深度の急曲線が多い施工となることから、三者で工事における課題や技術提案内容を改めて共有し、設計を進めた。また、公園内かつ住居に近接した環境での施工となるため、住環境や公園機能の保全に配慮した施工計画を立案した。

シールドトンネルの掘進については、長距離掘進のためカッタービットの摩耗等の懸念、急曲線ではシールド機がセグメントや地山と競ること等の懸念、その他大断面及び大深度施工となることへのリスクに対し、技術提案のあった内容を精査し、それに適したマシンの仕様を計画した。

セグメントについては、工期短縮及びコスト縮減を目的として分割数を減らすこと等や、技術上の課題である親子シールド工法における地中分離に関する安全かつ確実に施工するため

に必要な構造・仕様を決定し、設計に反映した。

シールド工及び立坑工については、公園内の施工ヤードを最小限とするため、工事車両の搬出入路ルート、設備配置及び仮囲い位置等を改めて検討し、河川上に栈橋を設置して通行路や作業場として使用することで、公園として利用可能な範囲の確保を図った。

立坑工については、優先交渉権者の技術的な知見をもとに振動対策である先行削孔砂置換杭や騒音を低減させるようなニューマチックケーソンの設備配置を計画した。

また、工事車両の搬出入路については、公園内は栈橋形式とすることで歩行者動線と車両を完全に分離するなど、公園利用者の利便性の確保及び安全対策を検討し計画した。

これら設計に反映した内容については、手戻りが生じないように、仕様確定の主要な段階ごとに関係者間で協議を行いながら進めるとともに、優先交渉権者と施工段階における課題についても協議しつつ検討を進めた。

価格等の交渉に向けた積算段階においては、設計者の設計成果と優先交渉権者の施工計画成果との整合確認を漏れなく行うことで、積算の考え方について円滑に合意することができた。

5. 価格等の交渉

(1) 概要

基本協定に基づき、価格等の交渉を6回に分けて実施した。

価格等の交渉では、発注者及び優先交渉権者が、技術協力業務を踏まえて作成した設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積の内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、双方の積算等の条件に相違がないことに加え、優先交渉権者の見積額の妥当性を確認した。このことについて、第五回審査委員会にて審査し、価格等の交渉の内容及び交渉成立の妥当性を確認した。

(2) 価格等の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、標準歩掛が適用出来ないものは、見積により歩掛を設定した。優先交渉権者独自の技術により見積を徴取できないものについては、これまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、東京都の統一単価及び市場単価を使用した。特殊な材料について、シールドマシン、セグメントは別途価格調査委託業務により単価を設定し、使用数量が多いものは特別調査単価を、その他については見積により単価を設定し、妥当性を確認した。

また、総価において、価格等の交渉時に東京都で設定した工事の参考額と優先交渉権者との見積額について著しく乖離がないことを確認した。

参考額 約 1300 億円（税込）

契約額 約 1290 億円（税込）

6. 契約の相手方の決定

(1) 工事名

善福寺川上流地下調節池工事

(2) 契約者

鹿島・大成特定建設工事共同企業体

(3) 工事場所

東京都杉並区成田西四丁目地内から同区西荻北四丁目地内まで

(4) 工事請負契約締結日

令和8年3月5日

(5) 工期

令和8年3月6日から令和18年2月29日まで

(6) 契約金額

129,030,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. ECI方式に係る審査委員会の経緯

ECI方式を適正に実施するために、審査委員会を設置し、全5回開催した。各委員会の開催日及び審査事項等は以下のとおりである。

【第一回 公表前】

- 1) 開催日：令和5年8月3日
- 2) 審査事項：ECI方式の適用の妥当性
- 3) 主な意見：事業の内容、ECI方式について

【第二回 公表前】

- 1) 開催日：令和5年9月1日
- 2) 審査事項：技術提案範囲・項目・評価基準、参考額の設定方法、交渉手続
価格等の交渉手続
- 3) 主な意見：実施要領の内容について

【第三回 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和5年12月25日
- 2) 審査事項：各競争参加者の技術提案内容、個別評価項目の技術審査評価内容
各競争参加者の技術評価点・順位
- 3) 主な意見：技術提案の審査内容について

【第四回 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和6年1月10日
- 2) 審査事項：技術提案に対する講評、優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定
- 3) 主な意見：優先交渉権者の選定内容について

【第五回 価格等の交渉段階】

- 1) 開催日：令和7年8月29日
- 2) 審査事項：価格等の交渉の合意の内容、交渉成立・不成立
予定価格の算定の考え方
- 3) 主な意見：価格等の交渉内容について

以上